

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第565号

2013年（平成25年）6月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市税に関する証明・閲覧業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2013年6月3日付けで諮問（第565号）された市税に関する証明・閲覧業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため、市民税課で保有する平成21年度固定資産（土地）評価証明書が交付依頼がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に平成21年度固定資産（土地）評価証明書を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 平成21年度固定資産（土地）評価証明書を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

平成21年度固定資産（土地）評価証明書

物件の所在地, 登記地目・現況地目, 登記地積・現況地積, 評価額・
附近宅地価格, 土地の所有者の住所・氏名

イ 目的外に提供する相手方
神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定
刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報に関する目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において土地売買に関連した刑事事件の裏付け捜査を行う必要がある。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、固定資産評価証明の交付に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 平成21年度固定資産（土地）評価証明

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり
の判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員
によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、
「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において土地売買
に関連した刑事事件の裏付け捜査を行う必要がある。」とのことであ
った。

また、実施機関では、当該情報が固定資産評価証明の交付に関する
事務に係る個人情報で、本件事案の捜査に必要であることを確認して
おり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認め
られる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由につ いて

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して
あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は、捜査のために行うも
のであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人
通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関
に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知
を省略する合理的理由があると認められる。

以 上